

義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書

義務標準法が改正され、小学校に続き中学校の学級編制基準は 2028 年度までに 35 人に引き下げられます。長野県では今年度から独自に小学校 1 年生の「25 人規模学級編制」が導入されていますが、単級の学校は対象外であり、2 年生以上への拡大についても不透明な状況です。また、複式学級については国基準が県基準を下回っており、学級数に見合った専科教員が配置できない問題もあります。

さまざまな教育的ニーズに応え、地方自治体が正規教職員を計画的に採用・配置できるようにするために、抜本的・長期的な定数改善計画を示すとともに十分な教育予算を確保する必要があります。

義務教育費国庫負担制度は、2006 年に国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により教職員配置を行っている自治体もありますが、公教育において地域間の格差が生じることは大きな問題です。国の責任で十分な財源保障をし、全国どこでも子どもたちが一定水準の教育を受けられるようにすることは憲法上の要請です。

以上をふまえ、国会及び政府におかれては、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、2027 年度予算編成の件につき、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を 2 分の 1 に復元するなど拡充すること。

上記については、地方自治法第 99 条の規定により意見書として関係機関へ提出するものとする。